

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「~~叫聲及び~~」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。